(エ)　北緯二八度一七分一四秒
　　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
　　東経一二七度二五分三五秒
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十三日

防衛大臣　江渡　聡徳

期　間　平成二十六年十一月二十日から平成二十七年一月十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十三日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十三日

東北地方整備局長　縄田　正

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十三号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員
尾花沢市大字尾花沢字高田五五七〇番三から同市大字野黒沢字下野黒沢六八一番二まで	一一・二〇メートル～三二七・二〇メートル　三・六〇五キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年十一月十三日

○関東地方整備局告示第三百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
長野県諏訪郡富士見町富士見字根重一九七三番九から同町富士見字一ノ沢一八九〇番二まで	前	九・八三メートル～一二・二〇メートル
	後	一〇・七二メートル～一三・七五メートル　〇・〇九一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十三日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員
亀山市加太向井字上山一九七六番一から同市加太向井字平子二〇七五番一まで	〇・〇〇～四・六一メートル　〇・一一キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年十一月十三日

国会事項

衆議院

議員辞職

十一月十一日院議をもって、山梨県第三区選出議員後藤斎の辞職を許可した。

議決通知

十一月十一日本院は原子力委員会委員長に岡芳明を、同委員に阿部信泰及び中西友子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国家公安委員会委員に川本裕子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子及び加藤久和を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員に板澤幸雄及び川野辺充子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案送付

十一月十一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

第百八十六回国会において成立した改正学校教育法の附帯決議と文部科学省の事務連絡の関係に関する再質問主意書（大熊利昭提出）

女性が輝く社会に関する質問主意書（西野弘一提出）

沖縄県尖閣諸島の領有権に関する質問主意書（西野弘一提出）

日中首脳会談に先立ち公表された四項目の合意文書に関する質問主意書（井坂信彦提出）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出外務省在外公館の定員割れに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出検察官によるセクハラ行為に関する質問に対する答弁書
衆議院議員林原由佳提出「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の附帯決議に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子提出再生可能エネルギーの接続可能量の算定方法に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出川内原発再稼働の是非に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出復興予算の執行に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子提出外務省HPから慰安婦の記述が削除された件に関する再質問に対する答弁書